

(医療保険)訪問看護料金表

〈医療保険対象内のサービス〉

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1割～3割)により算定します。

サービス内容		サービス提供要件		単位	金額(10割)
基本 料金	<input type="checkbox"/> 訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで		1日	5,550円
		週4日目以降			6,550円
	訪問看護基本療養費(Ⅲ)	試験外泊 入院中に1回、厚生労働大臣が定める状態の場合2回		1回	8,500円
	<input type="checkbox"/> 訪問看護管理療養費	計画的な訪問看護の継続	月の初日	1日	7,710円
月の2日目以降			3,010円		
加 算	<input type="checkbox"/> 難病等複数回訪問加算	1日に2回		1日	4,500円
		1日に3回以上			8,000円
	<input type="checkbox"/> 訪問看護物価対応料1	物価高騰対応	月の初日	1日	60円
			月の2日目以降		20円
	<input type="checkbox"/> 緊急訪問看護加算	主治医の指示に基づいた 緊急訪問	月14日目まで	1日	2,650円
			月15日目以降		2,000円
	長時間訪問看護加算	週1回、厚生労働大臣が定める状態の場合週3回		1日	5,200円
	複数名訪問看護加算	該当事項の状態の場合、複数の看護師と訪問を行う		週1日	4,500円
	<input type="checkbox"/> 夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)		1日	2,100円
	<input type="checkbox"/> 深夜訪問看護加算	深夜(22時～6時)		1日	4,200円
	<input type="checkbox"/> 24時間対応体制加算	24時間、電話相談及び必要時の緊急訪問		1月	6,800円
	<input type="checkbox"/> 特別管理加算	厚生労働大臣が定める状態		1月	2,500円
		厚生労働大臣が定める状態(重症度等の高いもの)			5,000円
	<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	退院または退所時1回 厚生労働大臣が定める状態の場合2回限度		1回	8,000円
	<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算	厚生労働大臣が定める状態		1回	2,000円
	<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算	退院日に当該保険医療機関以外において、療養上必要な指導を行ったとき		1回	6,000円
		退院日に当該保険医療機関以外において、療養上必要な指導を長時間又は短時間を複数回行ったとき		1回	8,400円
	在宅患者連携指導加算	月1回		1月	3,000円
	訪問看護医療情報連携加算	月1回		1月	1,000円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回		1回	2,000円
<input type="checkbox"/> 訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡 厚生労働省のガイドラインを踏まえ他関係者と連携		1回	25,000円	
<input type="checkbox"/> 訪問看護医療DX情報活用加算	診療情報を取得等した上で訪問看護を実施		1月	50円	
<input type="checkbox"/> 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制がある		1月	1,050円	

〈医療保険対象外のサービス〉

算定項目	サービス内容
<input type="checkbox"/> 休日訪問	1,000円/回
<input type="checkbox"/> エンゼルケア	死後の処置 5,000円/回
<input type="checkbox"/> 交通費	訪問時の片道のみ 37円/1km(和田地区除く)
<input type="checkbox"/> その他	必要な処置により実費で頂く場合があります。